

足寄町農業委員会
第9回総会会議録

自 令和7年11月28日

至 令和7年11月28日

足 寄 町 農 業 委 員 会

令和7年11月28日 第9回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後 1時30分

閉会 午後 1時40分

1 出席委員

1番 伊藤 力	2番 兼古 照夫	3番 上妻 良一
4番 佐藤 伸哉	5番 餌取 靖徳	6番 人見 華代
7番 遠國 和宏	8番 大平 哲信	9番 葛西 香織
10番 (欠番)	11番 宮口 孝治	12番 松田 博幸

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長	加藤 勝廣
事務局次長	留田 篤史
総務主査	餌取 秀和
総務主任	小尾 直一

○議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	会議録署名委員の指名について
日程第 3	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動 (相続)について
日程第 4	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約 について 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の 規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要 請について 議案第3号 土地の現況証明書下付について

第9回農業委員会総会

令和7年11月28日

開会 午後 1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和7年度第9回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、全員の出席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、2番兼古照夫委員、3番上妻良一委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動(相続)について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定によ

る農地の権利移動(相続)について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動(相続)について、相続人より通知がありましたので、報告します。

1番を説明します。本件は、父の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和7年3月6日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです。

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま事務局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げ

ます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和7年10月17日で、土地の引渡期日も令和7年10月17日です。

本案件について、合意による解約日が引き渡すことになる日の6箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)を定めるべき旨の要請について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)を定めるべき旨の要請について、ご説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農地利用集積等促進計画(案)に定める農用地等の内容を、公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて、ご審議をお願いするものです。

上段が農地中間管理機構による借り入れ、下段が同機構による貸し付けとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町中矢311番ほか2筆の計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、28,368㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

借受人は、受け手として農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

○議長 本件については、ただいま事務局長説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾58番1ほか2筆で、計3筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。6番、人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、10月17日、私を含む委員を8名と事務局で農地パトロールの際に現地確認を行いました。

現地は、山林の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細につきましては、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和7年度第9回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時40分 閉会

議長

松田博幸

農業委員

兼古照夫

農業委員

上妻良一